

○国際武道大学職業紹介業務にかかわる個人情報適正管理細則

平成14年3月8日

制定

(趣旨)

第1条 この細則は、国際武道大学職業紹介業務運営規則（昭和62年4月15日制定）第5条第2項に基づき、学生の個人情報（以下「個人情報」という。）を適正に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(取扱者)

第2条 個人情報の取扱者（以下「取扱者」という。）は、職業紹介業務担当者である学生支援センター事務室長とする。

2 取扱者は、個人情報の収集、保管及び使用に当たっては、その業務の目的達成に必要な範囲内において収集し、当該収集の目的の範囲内で保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(個人情報の開示及び訂正)

第3条 取扱者は、学生から個人情報の開示について請求があったときは、本人の専攻や有する資格等客観的事実に基づいて遅滞なくこれを行い、その開示内容について訂正を求められた場合も同様に行うものとする。

(苦情処理)

第4条 取扱者は、個人情報に関して、本人から当該情報にかかわる苦情の申出があったときは、誠意を持って適切な処理を行うものとする。

(講習会等の出席)

第5条 取扱者は、個人情報の適正管理に関して、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき正確な知識の習得に努める。

2 講習会等への出席勧奨があった場合は、取扱者が出席できるよう配慮するものとする。

附 則

この細則は、公告の日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則（平成28年3月23日）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。